

八代市議会 12月定例会議案

(令和7年11月28日招集)

目 次

- 議案第106号 令和7年度八代市一般会計補正予算
- 議案第107号 令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第108号 令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第109号 令和7年度八代市診療所特別会計補正予算
- 議案第110号 令和7年度八代市水道事業会計補正予算
- 議案第111号 令和7年度八代市簡易水道事業会計補正予算
- 議案第112号 令和7年度八代市下水道事業会計補正予算
- 議案第113号 訴えの提起について
- 議案第114号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第115号 市道路線の廃止について
- 議案第116号 市道路線の認定について
- 議案第117号 指定管理者の指定について
- 議案第118号 指定管理者の指定について
- 議案第119号 八代市支所及び出張所設置条例の一部改正について
- 議案第120号 八代市振興センター条例の一部改正について
- 議案第121号 八代市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第122号 八代市坂本地域福祉センター条例の廃止について
- 議案第123号 八代市立坂本診療所条例の制定について
- 議案第124号 八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第125号 八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第126号 八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

訴えの提起について

本市は、下記のとおり訴えを提起するものとする。

記

1 当事者 原告 八代市
被告 個人 1人（住居所不明）

2 事件名 所有権移転登記手続請求事件

3 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、昭和 28 年 9 月 15 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出
八代市長 小野 泰輔

（提案理由）

本市が、訴えを提起するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

【別紙】

物件目録

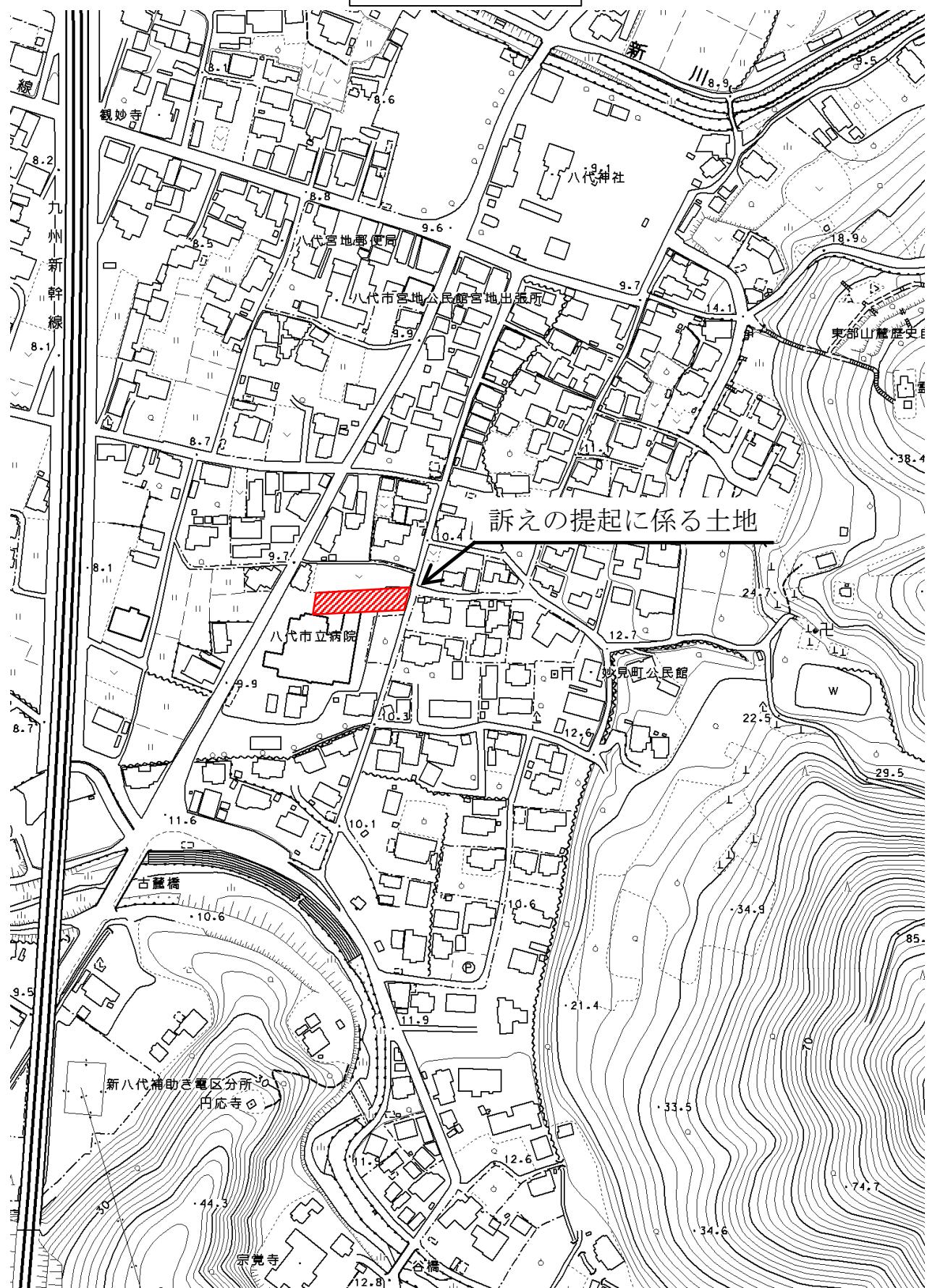
所在 熊本県八代市妙見町字觀行寺

地番 1 4 9 番

地目 田

地積 5 3 5 m²

位置図



熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、
令和8年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務
を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村
第16号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「菊池市、上天草市」を「上
天草市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の
施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害
を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、
施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金
に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

市道路線の廃止について

本市は、下記の市道路線を廃止するものとする。

記

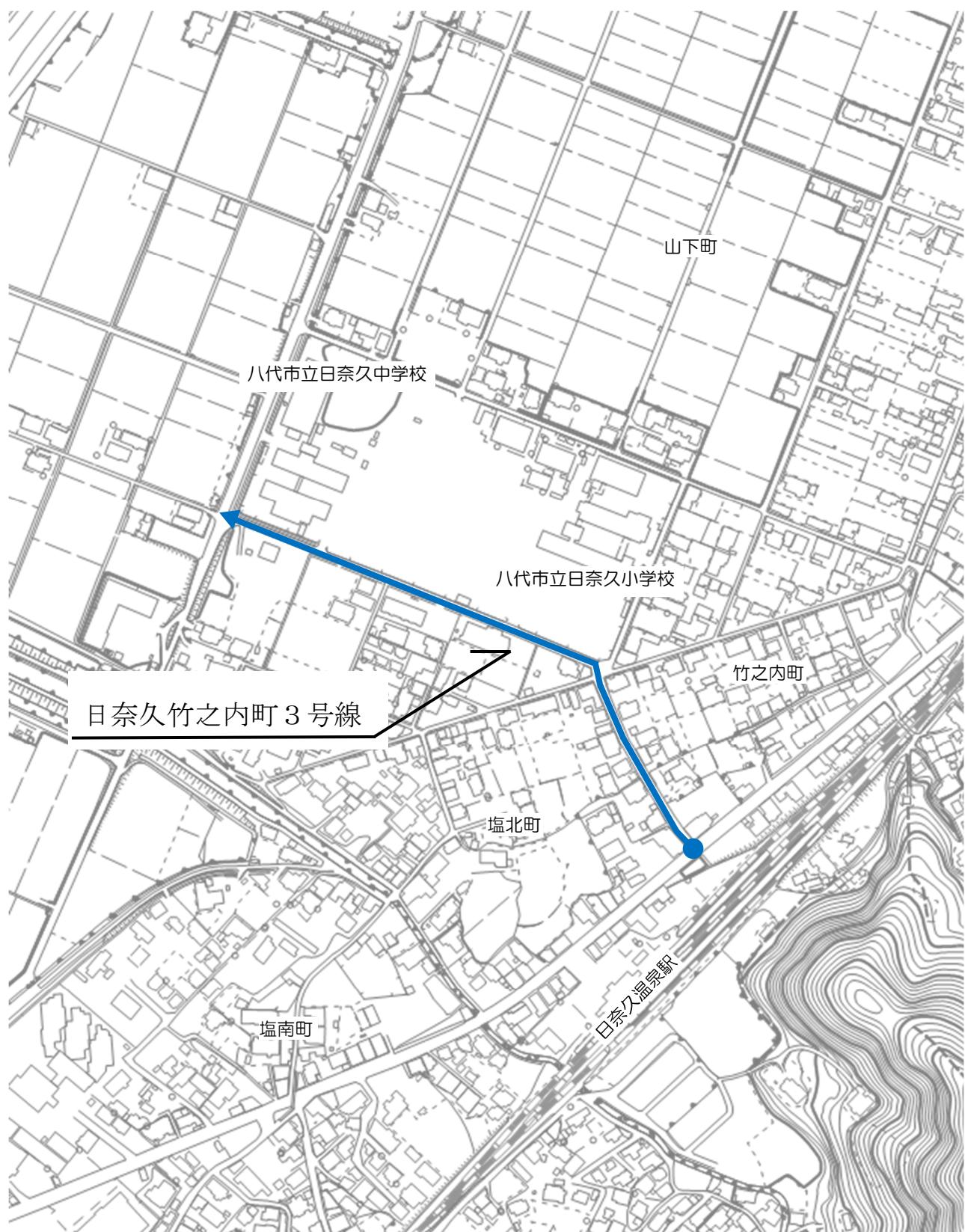
路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
5231	日奈久竹之内町3号線	八代市日奈久竹之内町 3237番地先	八代市日奈久竹之内町 4349番地先	なし

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

市道の廃止については、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



市道路線の認定について

本市は、下記の路線を市道として認定するものとする。

記

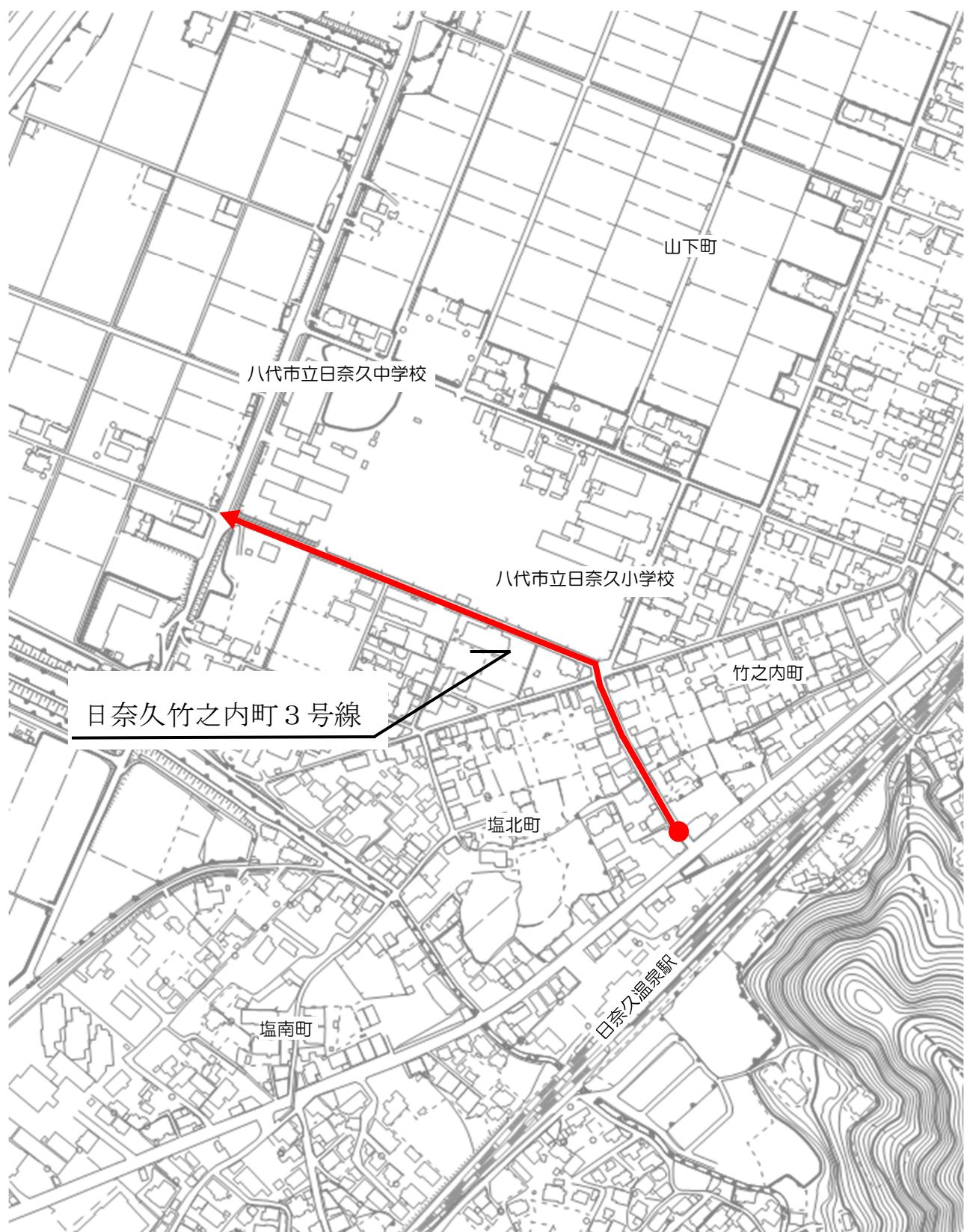
路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
5231	日奈久竹之内町3号線	八代市日奈久塩北町 3064番5地先	八代市日奈久塩北町 4349番1地先	なし

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

市道の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市立希望の里たいよう
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人八代市社会福祉事業団
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市高下西町 1704 番地
- 4 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出
八代市長 小野 泰輔

(提案理由)

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 八代市がらっぱ広場
- 2 指定管理者となる団体の名称 まちなか活性化協議会
- 3 指定管理者となる団体の所在 八代市本町二丁目3番17号
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代市支所及び出張所設置条例の一部改正について

八代市支所及び出張所設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

令和 2 年 7 月豪雨により被災した坂本支所について、設置場所を移転し、新たな庁舎の供用を開始することに伴い、条例の改正が必要である。

八代市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

八代市支所及び出張所設置条例（平成17年八代市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1坂本支所の項中「4228番地12」を「4161番地1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

八代市振興センター条例の一部改正について

八代市振興センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

坂本地域の振興に資するため、八代市振興センター坂本を設置するに当たり、当該公の施設の名称、位置及び使用料を定めるには、条例の改正が必要である。

八代市振興センター条例の一部を改正する条例

八代市振興センター条例（平成17年八代市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

八代市振興センターいづみ	八代市泉町柿迫3188番地2
--------------	----------------

」を

「

八代市振興センター坂本	八代市坂本町荒瀬1307番地
八代市振興センターいづみ	八代市泉町柿迫3188番地2

」に

改める。

別表第2八代市振興センターいづみの表の前に次の1表を加える。

八代市振興センター坂本

区分	午前	午後	時間外
	9時～12時	13時～17時	1時間当たり
会議室（A）	520円	620円	160円
会議室（B）	520円	620円	160円
会議室（C）	730円	830円	210円
コミュニティホール	520円	620円	160円
コミュニティスペース・ステージ	520円	620円	160円
和室	520円	620円	160円
調理室	830円	940円	240円

備考

- 時間外とは、午前9時以前、午後0時から午後1時まで及び午後5時以降をいう。
- 午後0時から午後1時までの利用については、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連續して利用するときには、午後0時から午後1時までの利用に係る使用料を徴収しないものとする。
- 区分の欄に掲げる施設（調理室を除く。）において冷暖房を利用する場合は、この表に定める使用料の額に1時間当たり100円を加算する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日の前日までに、八代市坂本地域福祉センター条例

を廃止する条例（令和8年八代市条例第 号）による廃止前の八代市坂本地域福祉センター条例（平成17年八代市条例第159号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の八代市振興センター条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

八代市コミュニティセンター条例の一部改正について

八代市コミュニティセンター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

令和2年7月豪雨により被災した坂本コミュニティセンターについて、設置場所を移転し、新たな施設の供用を開始することに伴い、条例の改正が必要である。

八代市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

八代市コミュニティセンター条例（平成28年八代市条例第40号）の
一部を次のように改正する。

別表第1中

「

〃 坂本コミュニティセンター	〃 坂本町荒瀬1307番地
----------------	---------------

」を

「

〃 坂本コミュニティセンター	〃 坂本町坂本4161番地1
----------------	----------------

」に

改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

八代市坂本地域福祉センター条例の廃止について

八代市坂本地域福祉センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

八代市坂本地域福祉センターの供用を廃止するに当たり、当該公の施設の設置及び管理に関して定める条例を廃止する必要がある。

八代市坂本地域福祉センター条例を廃止する条例

八代市坂本地域福祉センター条例（平成17年八代市条例第159号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（八代市暴力団排除条例の一部改正）

2 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）の一部を次
のように改正する。

第11条第1項中第47号を削り、第48号を第47号とし、第49
号から第74号までを1号ずつ繰り上げる。

八代市立坂本診療所条例の制定について

八代市立坂本診療所条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

地域住民の健康保持及び医療福祉の増進並びに地域医療の確保を図るため、八代市立坂本診療所を設置するに当たり、当該公の施設の設置及び管理に関して定める条例を制定する必要がある。

八代市立坂本診療所条例

(設置)

第1条 地域住民の健康保持及び医療福祉の増進並びに地域医療の確保を図るため、八代市坂本町坂本に診療所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 前条の診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八代市立坂本診療所
- (2) 位置 八代市坂本町坂本 4 1 6 1 番地 1

(経営の基本)

第3条 診療所事業は、常に健全な医業経営を推進するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(診療)

第4条 八代市立坂本診療所（以下「診療所」という。）における診療は、保険診療とし、八代都市医師会との委託契約により派遣される医師によるものとする。

2 診療科目は、内科とする。

(診療時間等)

第5条 診療所の診療時間及び診療日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 診療時間 午後 0 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 診療日 火曜日及び木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）を除く。）

(診療費)

第6条 診療所において診療を受けた者は、その都度診療費を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを後納し、又は分納することができる。

2 診療費の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準に基づいて算定した額とする。

3 前項の規定により算定することができない診療費の額は、医師会慣行料金による。

(手数料)

第7条 市長は、診療所の利用者から手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料は、その都度徴収する。
- 3 手数料は、別表に掲げる額とする。

(施設の目的外使用禁止)

第8条 診療所を目的以外の目的に使用するときは、市長の許可を得るものとする。

(管理義務)

第9条 診療所の利用者又は使用者は、当該建物及び施設について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持管理しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	単位	手数料
普通診断書	1通	1,100円
健康診断書	1通	1,100円
死亡診断書	1通	1,100円
国民年金受給診断書	1通	2,200円
休職復職診断書	1通	1,100円
妊娠中絶用診断書	1通	1,100円
厚生年金診断書	1通	2,200円
福祉年金診断書	1通	2,200円
死体検案書	1通	4,400円
生命保険診断書	1通	3,300円
傷害関係診断書	1通	2,200円
交通事故自賠法関係診断書	1通	3,300円
裁判用診断書	1通	4,400円
恩給診断書	1通	2,200円
身体障害者手帳申請診断書	1通	3,300円
証明書	1通	540円～2,200円

八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

八代市立宮地さくら保育園の閉園に伴い、保育園の名称及び位置を定める別表から同保育園を削除するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
八代市立保育園の設置及び管理に関する条例（平成17年八代市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表八代市立宮地さくら保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、乳児等通園支援事業を行う者が遵守すべき当該事業に係る設備及び運営に関する基準を定めるに当たり、所要の条例を制定する必要がある。

八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条・第28条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

- 第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

- 第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行すると

きは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなけ

ればならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の規定を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の

屋外傾斜路

3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する

職員を1人とすることができます。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年熊本県条例第58号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八代市条例第31号）
(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

八代市営住宅設置管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年11月28日提出
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

坂本町に新たな市営住宅を設置することに伴い、当該住宅の名称、位置等を定めるに当たり、条例の改正が必要である。

八代市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

八代市営住宅設置管理条例（平成17年八代市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、位置その他必要な事項は、別に定める」を「及び位置は、別表第1のとおりとする」に改める。

第47条及び第57条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表藤本団地の項の後に次のように加える。

坂本団地	八代市坂本町坂本4161番地4	1,000円
------	-----------------	--------

別表を別表第2とし、附則の後に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
迎町団地	八代市古城町2861番地1
毘舎丸団地	八代市毘舎丸町5番15号
古城町団地	八代市古城町1910番地
沖町団地	八代市沖町4002番地
妙見町団地	八代市妙見町2238番地 八代市妙見町2239番地
西片町団地	八代市西片町2160番地
日奈久団地	八代市日奈久塩南町47番地1
植柳上町第1団地	八代市植柳上町340番地
植柳上町第2団地	八代市植柳上町1番地 八代市植柳上町78番地
海士江町団地	八代市海士江町3220番地
海士江町道上団地	八代市海士江町2596番地
若宮団地	八代市古閑中町1399番地
三江湖団地	八代市三江湖町1422番地7
井揚町団地	八代市井揚町2016番地
流藻川団地	八代市高下西町2266番地
築添団地	八代市築添町1640番地2
西宮団地	八代市西宮町1301番地1 八代市西宮町1302番地1
高島団地	八代市高島町4536番地
麦島団地	八代市古城町3002番地
合志野団地	八代市坂本町荒瀬6195番地1
中津道住宅	八代市坂本町中津道302番地
藤本団地	八代市坂本町葉木4295番地
坂本団地	八代市坂本町坂本4161番地4
中次団地	八代市鏡町上鏡100番地
郷開団地	八代市鏡町内田1608番地
渕之本団地	八代市東陽町南3415番地1
下岳上団地	八代市泉町下岳3280番地
平団地	八代市泉町下岳3019番地30 八代市泉町下岳3019番地31

氷川台団地	八代市泉町下岳 3 0 1 9 番地 2
	八代市泉町下岳 3 0 1 9 番地 2 9
氷川台第二団地	八代市泉町下岳 3 1 0 4 番地 1
	八代市泉町下岳 3 1 0 4 番地 2

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 10 日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の八代市営住宅設置管理条例の規定による入居の申込みその他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。